

# 第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画

今任期中における農業委員会の活動方針・活動計画を、令和3年3月開催の第9回総会で決定しました。

当該方針・計画は、これまでの歩みを踏まえるとともに、持続可能な開発目標(SDGs)等を盛り込むなど、新たな時代をも見据えた内容となっています。

## I 活動方針

本町の農業は、担い手への農地の集積を進め、大規模かつ生産性の高い専門的経営体を主体に、畑作をはじめ、野菜、酪農、肉牛など地域の特色をいかした多様な農業経営が展開され、安全・安心な食料の安定供給と地域の環境保全に大きな役割を果たすとともに、本町の経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

しかし近年では、町内はもとより国内において、農業は農家戸数の減少、農業就業者の高齢化や後継者不足に加え、大型貿易協定の発効による貿易の自由化、少子高齢化に伴う国内需要の低下など取り巻く情勢は大きく変化し、先行きは不透明となっています。

本農業委員会は、現下の農業情勢等を踏まえ、農業委員会の役割・任務の重要性を認識し、事務の透明性、公正・公平性を確保するとともに、農地法の一層の定着と適正な農地行政の執行に努めてまいります。

また、担い手への農地利用集積・集約化や、遊休農地の発生防止・解消のため、関係機関と連携の上、地域農業の振興と発展及び持続可能な農業生産のための活動を推進し、農業者の公的代表機関としての役割を果たしてまいります。

## 【重点事項】

- 1 常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えます。
- 2 農業者が持続可能な農業生産と効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう、農地の利用集積等を推進します。
- 3 持続可能な開発目標(SDGs)及び食育に伴う活動を推進するとともに、農業・農村の多様化する要望や実態を把握し、

関係行政機関へ意見を提出します。

- 4 農業者年金制度の普及を図り、年金の受給のための適切な指導と広報に努めます。
- 5 農業後継者及び配偶者確保対策に力を傾注するとともに、関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進します。
- 6 農地パトロール(利用状況調査)を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努めます。

## II 活動計画

- 1 優良農地の確保と有効利用
- 2 担い手への農地利用の集積・集約化
- 3 担い手の育成・農業経営の合理化に向けた活動
- 4 関係行政機関へ意見の提出
- 5 農業者年金の普及推進
- 6 幕別町農業振興公社との連携
- 7 農業一般に関する活動及び調査・情報の提供
- 8 農業委員・職員の研修の実施
- 9 総会等の開催及び総会議事録の公表

## 農地所有適格法人報告書の提出をお願いします

農地所有適格法人は、**農地所有適格法人報告書**を提出することが農地法で義務付けられています。報告書を出さない場合や虚偽報告をした場合は、罰則規定がありますのでご注意ください。

- 1 **提出書類** ・農地所有適格法人報告書、農業収入額がわかる書類(損益計算書など)  
・(新規設立または内容に変更がある場合) 定款、株主または組合員名簿
- 2 **提出期限** ・各法人の毎事業年度の終了後3か月以内
- 3 **提出先** ・農業委員会、忠類支局

※ 報告書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

([http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko\\_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html](http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html))